

座間市宅地造成及び特定盛土等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この告示は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積を行う者に対して、必要な指導を行うことにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法定事業 市の区域において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第12条第1項の許可を要する工事をいう。ただし、法第15条第2項に該当するものを除く。
- (2) 事業者 法定事業を行う者をいう。

(適用範囲)

第3条 この告示は、法定事業について適用する。

(届出)

第4条 事業者は、法定事業を実施する際に、あらかじめ事業実施届（別記様式）に法第14条第2項の許可証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(事業の実施)

第5条 事業者は、この告示の目的を達成するため、法定事業の実施に当たっては、次条から第11条までに規定する基準に適合するよう努めなくてはならない。

(周辺対策)

第6条 事業者は、粉じん、騒音、振動、土砂の流出等の防止対策を講じ、周辺的生活環境を損なわないようにすること。

- 2 事業者は、緊急を要する作業が発生した場合は、搬入路の沿道及び周辺住民の理解を得ること。

(交通対策)

第7条 事業者は、搬入路を指定する場合は、あらかじめ道路管理者及び所轄警察署と協議し、その指示に従うこと。

- 2 搬入路が通学路に指定されている場合は、登下校の時間帯の搬入等を行わないこと。
- 3 搬入等の通行期間は、交通誘導員の配置、標識の設置、安全施設の設置その他必要な措置を講じ、交通安全の確保に努めること。

(安全対策)

第8条 事業者は、事業区域内にみだりに人が立ち入ることを防止することのできる囲いを設けること。

- 2 前項の囲いは、原則として事業区域の全周囲に設けること。

- 3 事業区域の出入口は、原則として1箇所とし、施錠できる構造とすること。
- 4 第1項の囲いの構造は、風圧等により容易に転倒し、及び破壊されないものとする。

(保安距離)

第9条 事業区域と隣接地との距離は、災害等に備え、十分な保安距離をとること。

(事故対策)

第10条 事業者は、市民の生命及び財産に対する危害、迷惑を防止するため、必要な措置を講ずること。

- 2 事業者は、地上及び地下の工作物、水域、樹木、井戸水、文化財等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前調査を行う等適切な防護の措置を講ずること。
- 3 事業者は、工事施工中、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、応急措置等必要な措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について遅滞なく市長に報告すること。

(防災対策)

第11条 事業者は、工事中は、現場責任者を常駐させ、災害防止に努めること。

- 2 事業者は、万一災害が発生した場合は、責任をもって解決に当たること。